

鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、法第7条第1項の確認を受けた公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「環境大学」という。）が行う法第8条第1項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）に要する費用の交付について、法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金（以下「本交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本交付金は、環境大学が行う授業料等減免を行うために要する経費を交付し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(交付金の額)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、環境大学が省令で定める基準及び方法により特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に授業料等減免を行うために要する経費（交付決定のあった日の属する年度の授業料等に係るものに限る。）について、環境大学に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 交付額は、授業料等減免に要する経費の額に1/2を乗じて得た額とする。

(交付の申請等)

第4条 環境大学は、本交付金の交付を受けようとするときは、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付申請書（様式第1号）に様式第2号及び様式第3号を添えて、市長に提出しなければならない。

2 環境大学は、次条第2項の規定による通知を受けた場合において、次のいずれかに係る変更の必要が生じたときは、速やかに鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金変

更交付申請書（様式第4号）に当該変更を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本交付金に係る事業の中止又は廃止
- (2) 本交付金の増額を伴う変更
- (3) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、原則として交付の申請を受けた日から30日以内に本交付金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、本交付金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により本交付金の交付の決定をしたときは、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付決定通知書（様式第5号）により環境大学に通知するものとする。

3 前2項の規定は、前条第2項の規定による変更の申請について準用する。

（交付金の請求）

第6条 環境大学は、本交付金の交付を請求するときは、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（契約等）

第7条 環境大学は、授業料等減免に係る業務及びこれに附帯する業務を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、授業料等減免の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（実績報告）

第8条 環境大学は、本交付金の交付に係る事業を完了又は中止若しくは廃止したときは、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金実績報告書（様式第7号）に様式第2号及び様式第3号を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 本交付金に係る事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 本交付金に係る事業の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日

(交付金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、本交付金の交付に係る事業が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき額を確定し、鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学授業料等減免費交付金交付額確定通知書(様式第8号)により、環境大学へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、環境大学が次のいずれかに該当するときは、本交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により本交付金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、本交付金に関し、法令等又は交付決定の内容、指示若しくは条件等に違反したとき。

(交付金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により本交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、環境大学に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(検査等)

第12条 市長は、本交付金の適正な執行を図るため、環境大学に対して必要な事項について報告をさせ、必要な書類を提出させ、又は随時授業料等減免の状況を検査することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本交付金の交付に関し必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。